

議案第 85 号

川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例

川崎市市税事務所条例（平成 23 年川崎市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税に関する事務を市税事務所に分掌させるため、この条例を制定するものである。